

京内共第 4 号第 5 種共同漁業権
遊 漁 規 則

京淀川漁業協同組合

京淀川漁業協同組合
京内共第4号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する京内共第4号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に漁場という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、はえ及びます類をいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁業の区域において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭若しくは組合が定める様式による。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該水産動植物の繁殖保護に関して、組合員若しくはほかの遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁の方法等)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる方法よりウ欄の統数又は規模の範囲内において、エ欄の期間中でなければならない。

ア 魚 種		イ 漁具漁法	ウ 統数又は規模	エ 期 間
あ ゆ		手釣・竿釣 刺網・まき網 投網漁具漁法	1 人 2 竿以内 1 人 2 統以内	5 月 26 日から 11 月 30 日までの期間 内において組合が公表する期間
こ い				1 月 1 日から 4 月 30 日まで 6 月 1 日から 12 月 31 日まで
ふ な				1 月 1 日から 4 月 19 日まで 5 月 21 日から 12 月 31 日まで
は え				1 月 1 日から 12 月 31 日まで
うなぎ				
ます類	あまご	手釣・竿釣		3 月 16 日から 9 月 30 日まで
あ ゆ		水眼鏡・水視 眼鏡を使用し て行う漁法		7 月 25 日から 9 月 15 日まで
こ い				
ふ な				
は え				
うなぎ				

2 前項の公表は、組合の掲示板及び第6条に規定する遊漁料の納付場所に掲示し、かつ、必要があるときは、京都新聞にこれを掲載するものとする。

(禁止区域)

第4条 第3条の第1項の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄の区域内においては、ウ欄の間中は採捕してはならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
全漁業権魚種	鴨川本流のうち、龍門堰の上流端から上流へ50mの区域	5月1日から8月31日まで

(全長の制限)

第5条 次の表のア欄に掲げる水産動物は、それぞれイ欄に規定する大きさのものはこれを採捕してはならない。

ア 名 称		イ 全 長 (c m)
こ い		1 5
ふ な		1 0
う な ぎ		3 0
ます類	あまご	1 2

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次の表の額の20%以内、ただし、1,000円以下の額については50%以内をそれぞれ加算して得た額とする。

魚 種	漁具漁法	遊 漁 料	
		年 券	日 券
あゆを含む 全魚種	網・釣漁具漁法	8,000円	2,000円
	釣漁具漁法	4,000円	1,000円
あゆを除く 全魚種	網・釣漁具漁法	4,000円	1,000円
	釣漁具漁法	2,000円	500円

2 遊漁料の納付は、京淀川漁業協同組合事務所又は組合の指定する場所においてしなければならない。ただし、遊漁する場所においては、漁場監視員に納付することができる。

3 次の表のア欄に掲げる者の遊漁料は第1項の規定にかかわらずイ欄の通りとする。この場合の遊漁料は、組合が指定する場所において取り扱うものとする。

ア 遊漁する者の区別	イ 遊 漁 料
小学生以下	免 除
後期高齢者（75歳以上）	前項に規定する各料金の2分の1の額。 ただし、確認書類の提示を必要とする。
身体障害者	

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第3項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名、住所

(2) 承認期間

- (3) 魚種
- (4) 遊漁料の額
- (5) 注意事項
- (6) 発行者名

- 2 組合は、漁場が著しく混雑すると判断したときは、遊漁承認証の発行を停止し、遊漁者の数を制限することができる。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- 4 遊漁承認証は、再交付しない。ただし、組合が特に認めた場合は、この限りではない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第8条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、漁場の環境を美しく保全することに努めなければならない。
 - 5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

- 第9条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章又は標章をつけるものとする。
 - (1) 氏名、住所
 - (2) 有効期間
 - (3) 発行者名

(違反者に対する措置)

- 第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(適用除外)

- 第11条 この規則のうち遊漁の承認、漁具漁法の制限若しくは禁止区域に関する規定は、組合の承認を得て行う資源調査のための目的に限り適用しない。

(雑則)

- 第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要なものは、別に定める。

(附則)

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

別 記

様式 1 遊漁承認証

表

遊漁承認証	
下記の通り遊漁を承認します。	
記	
承認期間	
魚 種	
遊 漁 料	
発 行 者	
住 所	
氏 名	
京淀川漁業協同組合 印	

裏

注意事項	
1.	_____
2.	_____
3.	_____

表

No,	
漁場監視員証	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
住所	
氏名	
	年齢
有効期限	
発 行 者	
住 所	
氏 名	

裏

注意事項	
1.	_____
2.	_____
3.	_____